

公設児童クラブの利用

申し込みを早くおこなってください



平成27年度の学童クラブ利用申し込みを受け付けます。希望する保護者の方は、受付期間内にお申し込みください。

◆対象

市内小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童。

◆利用期間・時間

平成27年4月1日(水)～平成28年3月31日(木)放課後～18時30分(※日曜日・祝日・年末年始除く)

◆クラブ名・場所・受入人数

- ・せんだん学童クラブ(茂原小学校敷地内) 17人
- ・東郷第1学童クラブ(東郷福祉センター内)・第2学童クラブ(旧東郷地区集会所) 30人
- ・二宮学童クラブ(二宮福祉センター内) 10人
- ・中の島学童クラブ(中の島小学校内) 15人

※申し込みが定員を超えたときは、抽選となる場合があります。

※募集定員は変動することがあります。

◆利用料 月額8千円

※長期休業日を含む月は、通常月の利用料より高くなります。その他別途おやつ代等がかかります。

◆受付 12月1日(月)～26日(金)

申込書と併せて、就労証明書または自営業・農業従事者等申告書を提出していただきます。用紙は、子育て支援課に用意してあります(ホームページからもダウンロードできます)。

お問い合わせは、子育て支援課(2階)

☎(20)1573、FAX(20)1610へ。

監査結果の公表



平成26年度の財政援助団体監査結果の概要を次のとおり公表します。

高額医療・高額介護合算療養費制度のご案内



高額医療・高額介護合算療養費制度とは、世帯内の同一の医療保険の加入者について、保険適用医療費と介護保険利用料の自己負担額を合算し、その合算額が自己負担限度額(表1参照)を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

1 合算の対象となる期間は?
平成25年8月1日から平成26年7月31日までの12カ月間の自己負担額を合算します。

2 合算の対象となる自己負担額は?
同じ世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の医療保険と介護保険の自己負担額を合算します。

このとき、高額療養費、高額介護サービス費などの支給額は控除します。また、食費、居住費や特別療養環境室料(差額ベッド代)など、高額療養費または高額介護サービス費などで合算の対象にならないものは、高額医療・高額介護合算制度でも合算の対象となりません。

高額医療・高額介護合算制度の年間自己負担限度額(表1)

所得区分	後期高齢者医療+介護保険 [75歳以上]	国民健康保険又は被用者保険+介護保険 [70歳～74歳の方がいる世帯]	国民健康保険又は被用者保険+介護保険 [70歳未満の方がいる世帯]
現役並み所得者(上位所得者)	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	34万円
	区分Ⅰ	19万円	

- 現役並み所得者(70歳以上)・・・住民税課税所得145万円以上の世帯
- 上位所得者(70歳未満)・・・世帯全員の基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える世帯
- 区分Ⅱ・・・住民税非課税の世帯
- 区分Ⅰ(70歳以上)・・・世帯全員が、住民税の課税対象となる各種所得の金額がない方(年金収入のみの方の場合は年金受給額80万円以下)
- 一般・・・上記のいずれにも該当しない世帯

3 申請先は?

申請先は、平成26年7月31日(基準日)現在で加入していた医療保険(国民健康保険・後期高齢者医療制度・被用者保険など)です。

4 今年度の申請について

①茂原市国民健康保険または茂原市在住で千葉県後期高齢者医療制度のいずれか一方の医療保険に、合算の対象となる全期間中、継続して加入していた方
1月以降に、支給対象と見込まれる方へ通知する予定です。

②社会保険(健康保険組合等)に継続して加入していた方
加入していた健康保険組合等に申請してください。申請時には介護保険の「自己負担額証明書」が必要になります(あらかじめ高齢者支援課で取得してください)。詳しくは、ご加入の健康保険組合等へお問い合わせください。

③合算の対象となる期間中に、加入する医療保険の変更(例:社会保険⇄国民健康保険、国民健康保険⇄後期高齢者医療制度)や、介護保険の変更(例:市外からの転入)があった方